

授業の公認欠席（公欠）の取扱いについて<概念図>

公欠となる事由は、以下の1～5の場合です。該当する場合は、各学務課にご連絡ください。

1. 感染症に罹患したことにより、医師の診断に基づき出席停止の措置を受けた場合
・インフルエンザ・風しん・新型コロナウイルスなど
※特定の感染症に限る

2. 親族が死亡した場合
①配偶者または1親等の親族（父母・子）
②2親等の親族（祖父母、兄弟姉妹等）

3. 裁判員（補充裁判員を含む）又は裁判員候補者に選任された場合

4. 檢察審査員（補充員を含む）に選定された場合

5. 骨髄移植に係る骨髄液提供等を行う場合

6. その他やむを得ない事由があると認められる場合
・犯罪行為で被害を受けた　・天災等で被害を受けた

届け出ることで**公欠**

出席停止の期間の基準に従い、治癒または治癒後定められた期間まで

届け出ることで**公欠**

親族に応じて次に掲げる日数（連続する暦日とし、葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
①配偶者または1親等の親族（父母・子） 7日
②2親等の親族（祖父母、兄弟姉妹等） 3日

届け出ることで**公欠**

本学が必要と認める期間

届け出ることで**公欠**

骨髄液提供等に必要な入院や検査等のために授業に出席できなかった日数

届け出ることで**公欠**

本学が必要と認める期間

履修上不利とならないよう、授業担当教員により当該授業に相当する学修が補われる

【注意】

- ◆公欠により授業を欠席する場合は、直ちに各学務課に連絡した上で、**公欠の事由が終了した後、原則7日以内に「公欠届」と必要な書類を併せて提出してください。**
- ◆上記以外の授業欠席については、公欠になりません。別途「欠席届」または「長期欠席届」を提出してください。